

飯山市公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに飯山市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 5 月 14 日

飯山市長 江 沢 岸 生

- 1 都市計画の種類及び名称
飯山都市計画上新田地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
(1) 地区計画を決定する区域
飯山市大字木島字道下、字割ノ前、字土井ノ内の各一部【上新田地区】
- 3 都市計画の案の縦覧場所
飯山市役所 まちづくり課 (2 階)
- 4 縦覧期間
令和 7 年 5 月 15 日（木）から令和 7 年 5 月 28 日（水）まで